集める食品について

このような食品が喜ばれます


お米、乾麺など
主食になるもの


缶詰
（肉、魚、野菜）


インスタント
食品


レトルト食品


調味料各種


お菓子


飲料（ジュース、
コーヒー、お茶等）

寄贈が不可能な食品例

- 包装/外装が開封済みのもの
- 包装/外装が破損や汚損しているもの
- 包装/外装と中身が違うもの（お米を除く）
- 賞味期限・原材料の表記がないもの（砂糖・塩を除く）
- 賞味期限が切れるまで1か月未満のもの
- アルコール飲料
- 医薬品
- 健康食品・保健機能食品（サプリメントやプロテインなど）
- 日本語の原材料表記がないもの
- 生鮮食品
- 冷蔵・冷凍食品
- 瓶詰（配送時に破損の恐れがあるため）
- ペットフード
- 水（※6月～9月は受入可）